

## 規 則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十九号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十二年埼玉県  
規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下」を「次条において」に改める。

第三条を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。